

仲田小学校いじめ防止基本方針（令和6年度）

4つの段階に応じた取組

I 未然防止

児童自身がいじめについて考え、行動できるようにする。

- ② 教職員の資質能力の向上と組織的対応
・ 教員研修の実施
- ④ 児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
・ いじめに関する授業 ・ 合意形成や意思決定の場面設定

- ① 児童が安心して生活できる学級・学年・学校づくり
・ いじめ防止基本方針の理解
- ③ いじめを生まない、許さない学級・学年・学校経営
・ いじめを許さない指導の徹底
- ⑤ 保護者、地域、関係者との共通理解の形成
・ 「いじめ防止基本方針」の周知

II 早期発見

軽微ないじめも見逃さない。

- ① いじめの定義の正しい理解
・ 「いじめ総合対策」（東京都教育委員会）の活用
- ② 初期段階のいじめを素早く察知
・ 児童アンケート・発見チェックシート
- ③ すべての教職員による児童の状況把握
- ④ 児童の訴えを受け止める体制の構築
・ SOSの出し方教室 ・ SC面談
- ⑤ 保護者、地域、関係機関からの情報収集

III 早期対応

教員一人で抱え込まず、学校組織全体で取り組む。

- ① 「いじめ防止対策委員会」を核にした組織的な対応
・ いじめ防止対策委員会への報告の徹底
・ 対応方針・役割分担の協議
- ② 被害児童、加害児童及び周囲の児童への指導、ケア
・ 情報共有シートの活用による取組の進捗管理
- ③ 保護者、地域、関係機関と連携した取組
・ 対応方針の共有
・ 学校評価の活用

IV 重大事態への対応

被害児童の安全を確保する。加害児童の更生を図る。

- ① いじめが犯罪行為に該当が疑われる場合の対応方法の理解
・ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文科省）
- ② 「重大事態」についての確実な報告
・ 法による義務規定に沿った報告